

52 森林の生物多様性保全総合対策事業

【1,076(168)百万円】

対策のポイント

生物多様性条約COP10の日本開催等を契機として、森林生態系の調査や、保護・管理技術の開発等によって、生物多様性保全を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・生物多様性条約COP10議長国としての先導的な役割を果たす必要があります。
- ・国土の7割を占める森林について、生物多様性の保全に関する施策を適切に実施するための多様性に関する状況の把握や、国民の理解の増進、我が国の取組の国内外への発信などが求められています。

政策目標

平成23年度までに「生物多様性の認知度」を50%に引き上げ。

<内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査（新規）

全国土を対象に植生等の生物多様性に関する定点観測を実施します。あわせて、データの分析等を行い、生物多様性の保全に向けた森林施策の検討に活用します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. デジタル森林空間情報利用技術開発事業（新規）

デジタル空中写真的撮影データを解析することにより、森林植生等の属地的な森林の状況について、効率的かつ高精度に把握するための実用化技術を開発します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 森林環境保全総合対策事業（拡充）

森林の生物多様性保全に向けて、森林の保護・管理に係る技術開発や、我が国における取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を促進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1、2の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300(直))
3の事業 林野庁研究・保全課 (03-6744-2311(直))